

第1章 計画の枠組

第1節 計画策定の経緯

奈良盆地の西部に位置する馬見丘陵には、4～6世紀に造られた大小200基余りの古墳が点在している。丘陵中央に集中する古墳群の中核をなすのが巢山古墳で、全長約220m、後円部の径約130m、高さ約19m、前方部の幅約112m、高さ16mと馬見古墳群において最大級の規模を誇る。

巢山古墳は、この地方における主要なものであるとして、墳丘および周濠が史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき昭和2年(1927)に史蹟指定された。昭和25年(1950)に文化財保護のための統括的法律として文化財保護法が制定され、2年後の昭和27年に巢山古墳は特別史蹟に指定された。

大正12年(1913)には後円部の南側に2棟の住居があり、史蹟指定後もしばらくは土地の所有者が住んでいたが、史蹟の保存に万全を期すため墳丘部分の公有化を進め、昭和58年(1983)に完了した。未指定であった外堤部は、その後も住居やアパートの建設といった開発行為が続いたことから、古墳の一体的な保存を図るため指定範囲の拡大に踏み切った。平成元年(1989)に外堤部が追加指定され、平成9年には周濠を除いた範囲を全て公有化した。

史蹟の追加指定や土地の公有化といった保存に向けた取り組みが進む一方で、巢山古墳の周濠は灌漑用溜池として古くから利用され、水位変動や風による波浪により墳丘裾と外堤裾が浸食を受け大きく削られていた。広陵町が状況を把握した時には、墳丘第一段テラスの埴輪列が露出し、東側は既に崩落した状態であった。広陵町は、緊急的な遺構の保存措置を講じる必要があると判断し、平成9年度(1997)に特別史蹟全体の地形測量を行い、翌年には巢山古墳史蹟整備検討委員会(以下「委員会」)を組織して、平成12年度から緊急保存措置を開始した。

計画的に実施してきた緊急保存措置が令和4年度(2022)に完了する目処が立ち、今後は巢山古墳の史蹟公園としての供用開始に向けて、活用を目的とした整備に移行する段階をむかえている。そのため、令和3年度から予定している活用整備事業の掘りどころとなるものとして、前提となる計画や委員会における意見・指導内容、現状と課題等から、より具体的な整備計画を策定することとなった。

第2節 計画の目的

本計画は、整備の基本方針を設定するとともに、巢山古墳が有する価値を保存・継承し、潜在化した価値の顕在化を図るための整備手法、公開活用に必要な施設整備、事業計画等を示すものである。

広陵町のまちづくりの基本的な方針を示した『第4次広陵町総合計画 後期計画』(平成29年4月策定)にて掲げた政策目標のひとつである「文化の薫り高いまちづくり」において、巢山古墳の整備を重要項目に位置づけている。よって、巢山古墳の活用整備は、広陵町が目指す将来像の実現に向けて実践するものである。

第3節 計画の対象範囲

本計画の直接的な計画範囲は特別史跡指定地を基本とする。ただし、隣接する奈良県馬見丘陵公園および竹取公園と一体的な活用を図るため、動線や誘導板等の活用上必要な諸施設の整備計画については、この2つの公園を対象に含めるものとする。周辺地域の関連文化財、観光資源等との有機的な連携を目指す計画については対象範囲をさらに拡大する。

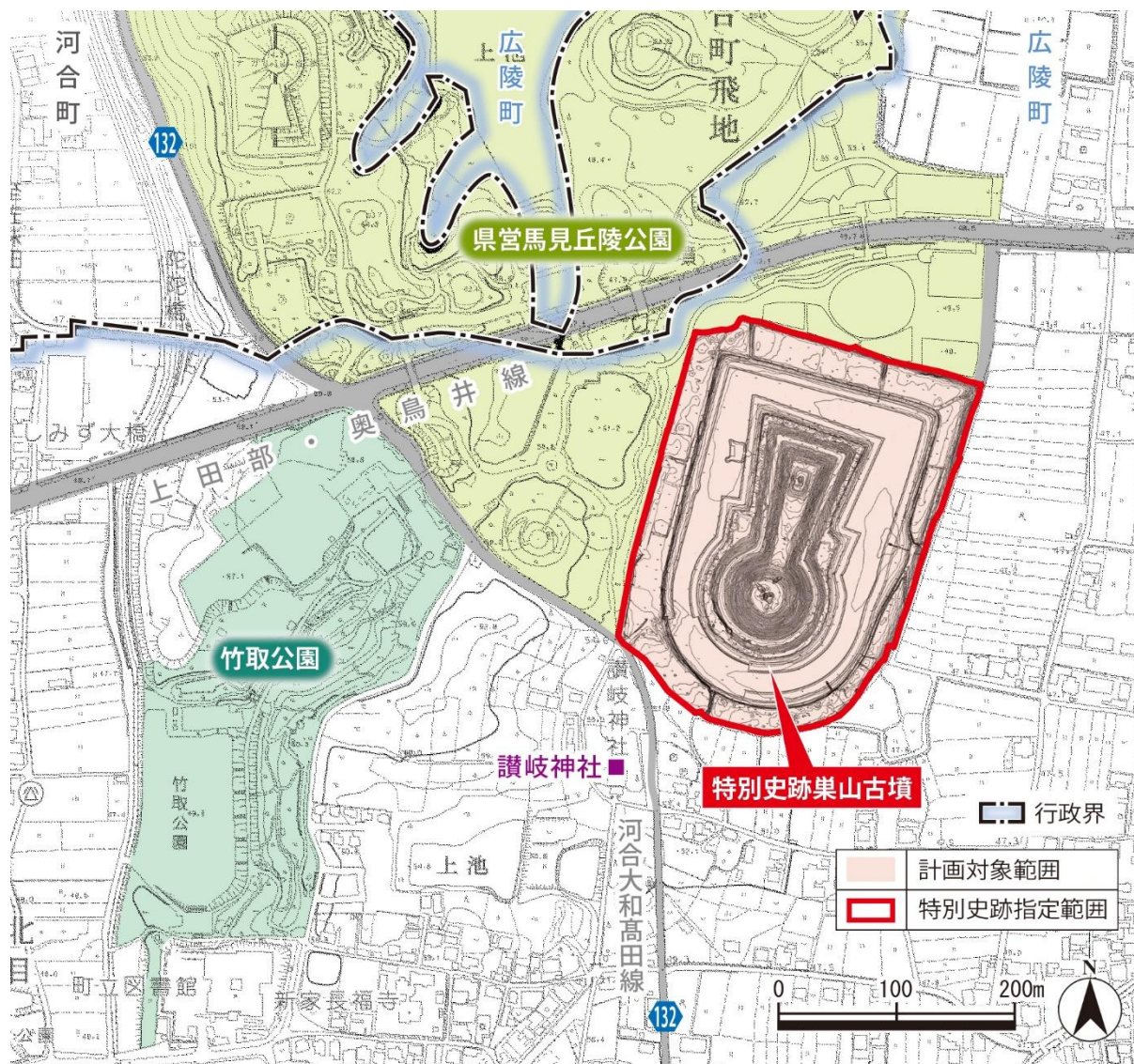


図 1-1 計画対象範囲

[出典：都市計画図を加工して作成]

第4節 計画の目標期間

平成12年度(2000)から進めてきた緊急的な保存措置を令和4年度(2022)に完了させる予定としているが、この間に馬見丘陵公園の整備も進み、平成24年度(2012)には指定地周辺における公園化が概ね完了した。廣陵町としては引き続き墳丘裾および外堤裾部以外の保存・活用整備に取り組み、馬見丘陵公園や隣接する竹取公園との一体的な活用について早期の実現を目指す。そのため史跡公園としての公開に必要な一定の整備を令和3年度(2021)から令和7年度(2025)までの5年間で完了させる計画とする。

第5節 計画策定の過程

(1) 委員会の構成

緊急保存措置を実施するにあたり、巢山古墳史跡整備検討委員会設置条例に基づき巢山古墳整備検討委員会(以下「委員会」)を平成10年度(1998)に組織した。委員会は各分野における有識者から構成され、巢山古墳整備基本計画の策定や整備基本設計、その後の整備においても委員会指導のもとに進めてきた。

整備基本計画策定においても本委員会を指導機関とし、文化庁および奈良県の支援を得た。令和2年度(2020)に委員会を2回開催し、意見・指導内容を計画書に反映させ令和3年3月をもって計画策定とした。

巢山古墳史跡整備検討委員会設置条例

(設置)	
第1条 特別巢山古墳の保存及び整備を図ることを目的とし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、巢山古墳史跡整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。	
(所掌事務)	
第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。	
(1) 整備計画の策定に関する指導及び助言に関すること。	
(2) 整備工事の設計及び施行に関する指導及び助言に関すること。	
(組織)	
第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。	
2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。	
(1) 考古学、歴史学、史跡整備等について優れた識見を有する者	
(2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者	
(任期)	
第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
2 委員は、再任を妨げない。	
(委員長及び副委員長)	
第5条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。	
2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。	
3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。	
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。	
(会議)	
第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。	
(関係者の出席等)	
第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。	
(庶務)	
第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財担当課において処理する。	
(委任)	
第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。	
附則	
(施行期日)	
1 この条例は、公布の日から施行する。	
(経過措置)	
2 この条例の施行の際、巢山古墳史跡整備検討委員会設置要綱の規定に基づき、現に委員に委嘱されている者については、その任期中に限り、この条例の規定に基づき委嘱されたものとみなす。	
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)	
3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月広陵町条例第30号)の一部を次のように改正する。	
別表に次のように加える。	
42 巢山古墳史跡整備検討委員会の委員	日額 8,000円

表1-1 巢山古墳史跡整備検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 組 織 等
委 員 長	泉森 皎	奈良県立橿原考古学研究所指導研究員
副委員長	石井 保雄	広陵古文化会会長
委 員	河上 邦彦	広陵町文化財保存センター所長
	菅沼 孝之	元奈良女子大学教授
	岡林 孝作	奈良県立橿原考古学研究所副所長
	松並喜代治	奈良県県土マネジメント部中和公園事務所所長
	市川 浩文	奈良県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課課長
	光石 鳴巳	文化・教育・くらし創造部文化財保存課課長補佐
オブザーバー	中井 将胤	文化庁文化資源活用課整備部門(記念物)文化財調査官
事 務 局	植村 佳央	広陵町教育委員会 教育長
	池端 徳隆	広陵町教育委員会 事務局長
	井上 義光	広陵町教育委員会 文化財保存課長
	名倉 聡	広陵町教育委員会 文化財保存課 課長補佐

コンサルタント 空間文化開発機構

(2) 検討の過程

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年1月8日に再び緊急事態宣言が発出されたことから、文化庁中井調査官とは1月末に奈良県を交えたりモート会議を行い、事務局案に対する意見・指導をいただいた。

表1-2 委員会等の開催一覧

日 程	内 容	協 議 内 容
令和2年8月30日	第1回委員会	・計画の前提および整備基本方針 ・地区別整備方針について審議
令和3年1月29日	文化庁協議 (リモート会議)	・計画の構成、動線計画等について協議
令和3年2月24日	第2回委員会	・整備基本計画(案)について審議

(3) 計画策定までの流れ

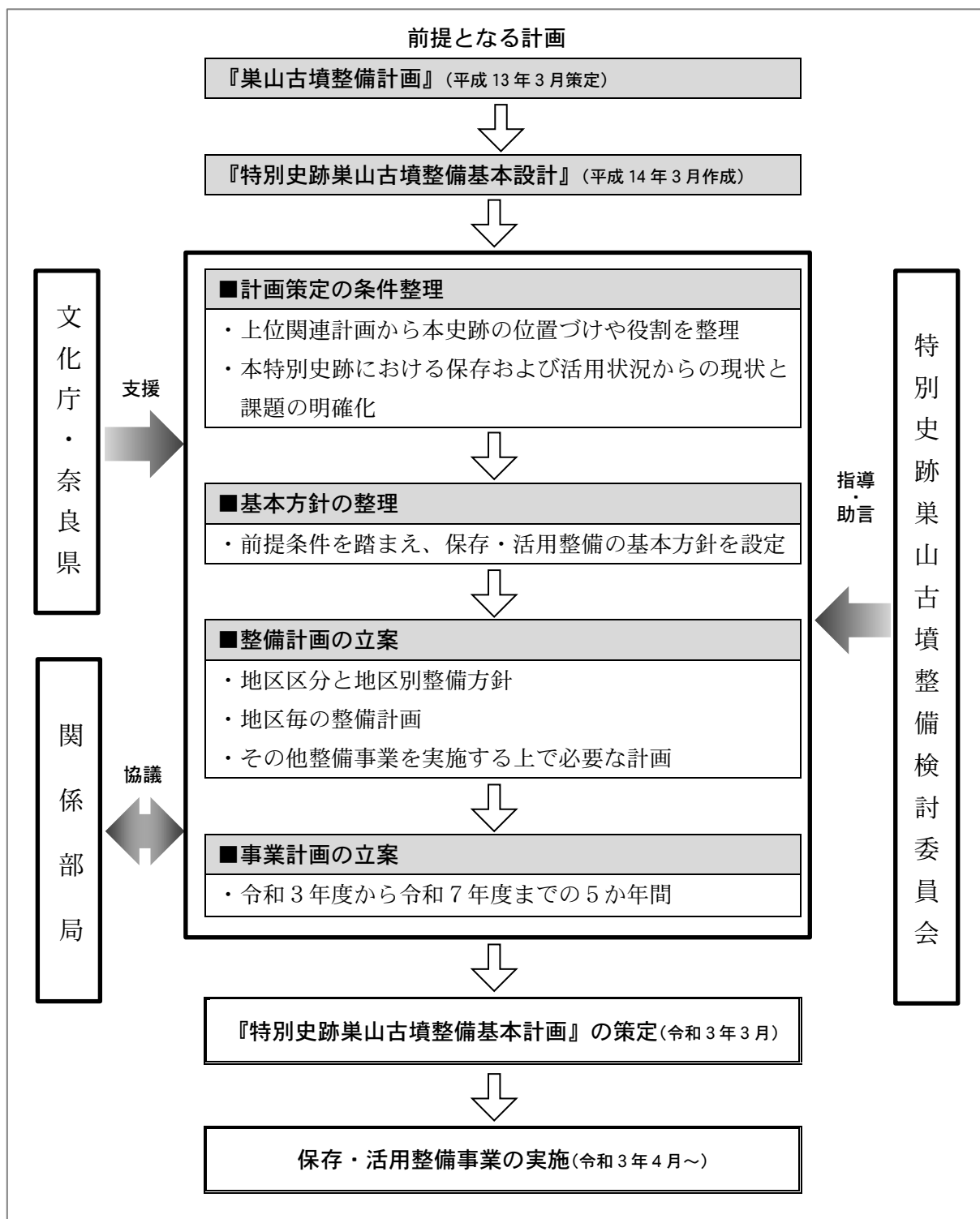


図1-2 計画策定までの流れ

第6節 上位関連計画

魅力溢れる自立した広陵町をつくっていくため、町民の力を結集するとともに、行政運営の一層の効率化を図り、新しい自治運営への転換を目指した『第4次広陵町総合計画』（後期基本計画）が平成29年4月に策定された。

総合計画は本計画を含めて各行政分野の個別計画における上位計画であり、広陵町都市計画マスタープランや広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画と連携・整合を図った計画とする。

特別史跡巢山古墳に関する計画として、平成12年度に策定した整備基本構想、平成13年度に作成した整備基本設計があり、遺構保存を目的とした緊急保存措置に先立ち、整備の方向性を定めている。

◆第4次広陵町総合計画（後期基本計画）平成29年4月策定

計画期間：平成29年度から平成33年度までの5年間

社会・経済情勢の変化や町民の要望に的確に対応し、住みよい元気な広陵町を作り上げていくための指針として6つの政策目標とそれぞれに対する施策が示されている中で、本計画の対象範囲と関連する内容を以下に示す。

政策目標1「住みよい美しい安全な環境づくり」施策④公園・緑地の保全

- ・公園施設・設備の整備充実
- ・公園・緑地の管理体制の充実

政策目標3「文化の薫り高いまちづくり」施策⑤文化財の保存・活用

- ・文化財の保存活用（国・県との連携のもと、巢山古墳整備事業を引き続き計画的に推進する。）
- ・歴史資料館の整備

さらに、これからのまちづくりにおいて特に重点的・戦略的に取り組む7つの重点プロジェクトの一つに「歴史ロマンのまちづくりプロジェクト」がある。

「～「歴史」をテーマに、本町が誇る貴重な文化遺産を生かした歴史ロマン漂うまちづくりに向け、次の重点項目をリードする取り組みを積極的に進める～」として、

- ・巢山古墳の整備
- ・歴史資料館の整備

が重点項目に挙げられている。

土地利用構想では、本計画の対象範囲は、公園・緑地を生かし、人々の交流空間・いこいの場としての利用を進める「自然環境・景観保全ゾーン」に属している。

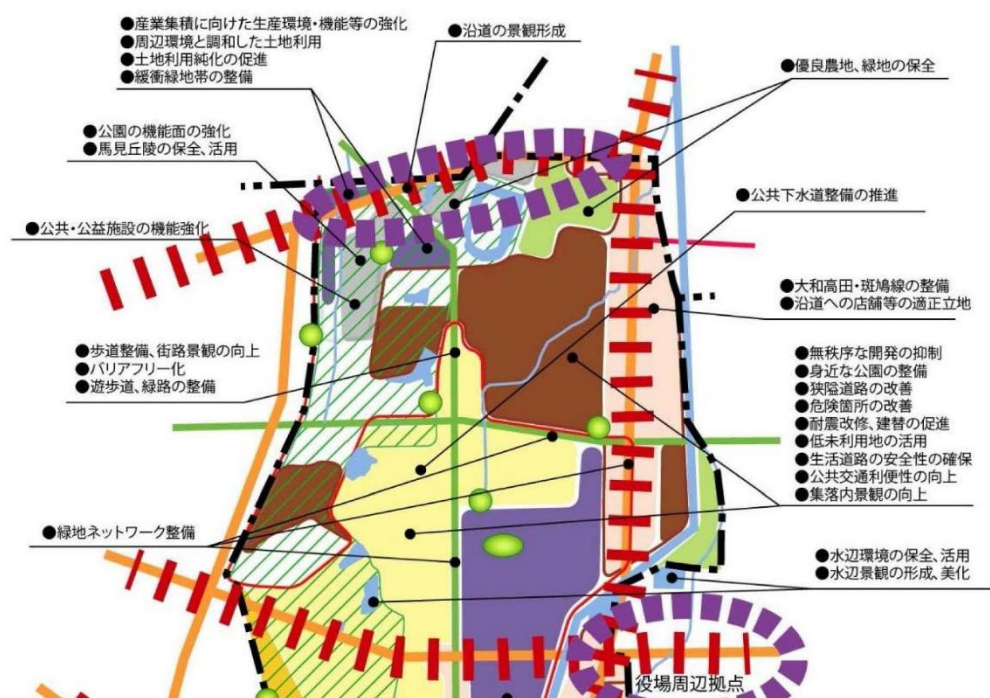
◆広陵町都市計画マスタープラン

計画期間：平成25年度から平成34年度までの10年間

《まちづくりの目標》

『成長都市』から『成熟都市』への礎づくり
 住民生活をより豊かにする『環境都市』づくり
 住民が安全・快適に住み続けるための『生活都市』づくり
 を目標としたまちづくりを進めるための「都市活動の拠点」に、令和2年度の部分改定により、「竹取公園周辺拠点」を新たに追加した。

「竹取公園周辺は～公共施設、巢山古墳～などの歴史文化資源が集積することから、町道上田部・奥鳥居線をシンボルロードとして整備を進め、沿道における集客施設の立地誘導等、官民の連携・協力によりにぎわいのある拠点としての機能向上に努める。」



[広陵町都市計画マスタープランより加工して作成]

図1-3 広陵西地域まちづくり方針図

《まちづくりの整備方針》

町内を主に8つの土地利用に区分して将来像・土地利用方針を示しており、本計画の対象範囲は、「景観保全地区」に属する。

景観保全地区

将来像：良質な自然環境・歴史環境が、住民が利用できる形態で保全されている地区

土地利用方針：・馬見丘陵の緑の保全、住民の憩いの場としての活用の促進
 ・拠点施設における機能充実(駐車場、施設向上など)

<公園・緑地・水辺空間整備方針>

- ①魅力的な公園の整備、充実
- ②豊かな緑地の保全と活用
- ③うるおいのある水辺空間の形成
- ④水と緑のネットワーク化の推進

景観保全地区の馬見丘陵～など、本町に残る自然・歴史的資源を保全し、公園等としての活用を図るとともに、これらを結ぶ水と緑のネットワークの形成に努めるなどして、住民が憩い、ふれあい、豊かな心を育むことのできる公園・緑地・水辺空間の整備を推進する。

<地域別のまちづくり構想>

地域特性などを考慮して町内を4区分し、本計画の対象範囲は「**広陵西地域**」に属する。将来像と、まちづくりの方針の中で関連するものを以下に示す。

将来像：自然と歴史文化に恵まれた人のつどうまち

まちづくりの方針2：良好な自然環境・景観の保全

- ・河川、ため池、環濠など水辺環境の保全、親水空間としての活用
- ・水辺空間の清掃、美化による水辺景観の保全、水生生物の保護
- ・馬見丘陵の緑の保全、住民の憩いの場としての活用の促進

～景観保全地区～の良好な自然景観の保全を図る。

まちづくりの方針5：歴史資源の保全や文化施設等における拠点機能の充実

- ・図書館や公園、神社仏閣など拠点施設における機能充実(駐車場、施設向上など)
- ・各拠点間をネットワーク化する遊歩道・緑道の整備

～特別史跡の巢山古墳～竹取公園など～については今後も適切な維持・管理を行うとともに、それぞれを有機的にネットワーク化する散策遊歩道や、馬見丘陵が形成する自然環境軸に沿った緑道の整備、施設・設備の充実を図るなどして、歴史・文化拠点としての機能強化を進める。

◆広陵町人口ビジョン 平成27(2015)年度策定

対象期間：平成72(2060)年まで

<広陵町の将来人口>

今後、本町においても人口減少は、着実に進むものと考えられるが、定住対策等、人口維持のための施策の展開により、平成72(2060)年に、人口3万人を維持することを目指す。

<目指すべき将来の方向>

本町では、若者の定住や少子化対策等を柱とした人口減少対策に取り組む。また、人口ビジョンを踏まえ、総合戦略を展開していく。

◆広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画期間：平成27年度から平成31年度までの5年間
 (第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略は策定中)

本計画の対象範囲と関係する基本目標、具体的事業等を以下に示す。

基本目標1：住み続けたいくなるまちづくり

[事業等]・公園・緑地の保全

基本目標2：結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり

文化の薫り高いまちづくりー文化芸術振興と文化財の保存・活用

[事業等]・歴史資料館の検討

・特別史跡巢山古墳等、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

基本目標3：活力あふれるまちづくり

観光・交流の振興

[事業等]・案内サイン整備事業

◆広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画

計画期間：令和3年度から7年度までの5年間（5年経過毎に改定予定）

花講道プロジェクト

～公園を核とした賑わいのまちづくり～

基本方針① 新たな賑わいの創出

- 町道上田部・奥鳥井線は、馬見丘陵公園や竹取公園、特定農業振興ゾーン、古墳等の観光資源等をつなぐ地区のエントランスである。
- 特定農業振興ゾーンでは、近年、イチゴ観光農園や農業塾としてイチゴ研修施設を設置するなど、イチゴ産地の復活に向けた取り組みが行われている。

- 地区のエントランスとなる町道上田部・奥鳥井線をパークストリートとして捉え、良好な沿道景観の形成や歩行者利便増進道路の導入等により、民間を活用した賑わいの創出を図る。
- 観光農園や直売所などを活用し、農産物やイチゴのブランド化・PRによる地域の魅力向上を図る。

基本方針② 地域資源の活用

- 巢山古墳は、国指定特別史跡に指定されている重要な観光資源である。平成12年度から史跡整備と発掘調査を継続して進めており、令和4年度に整備完了予定である。
- 竹取公園周辺には、巢山古墳をはじめ講岐神社、新木山古墳などの地域資源が点在している。

- 巢山古墳を中心とした周辺整備を行う。
- 竹取公園や馬見丘陵公園と連携し、地域資源を活用した観光周遊ルートによる地区の魅力向上を図る。

基本方針③ 竹取公園等の魅力向上

- 竹取公園と馬見丘陵公園という2つの特徴のある大規模公園が隣接しており、馬見丘陵公園は、花の演出、イベントの実施により広域からの集客力が高い。
- 竹取公園は地元中心に子どもが遊べる遊具や広場が充実しているが、開園25年が経過しており、一部の施設に老朽化がみられる。

- カフェやレストランなど竹取公園に新たな賑わい施設を整備する。産業総合振興機構と連携し地場産業活性化に向け、地場産品関連したイベントを行う。
- 竹取公園を地域が安心して集える空間として再整備するとともに、集客力の高い馬見丘陵公園と花のイベント等の連携による利活用の促進を図る。

基本方針④ アクセス環境の改善

- 竹取公園、馬見丘陵公園へのアクセスは自家用車が主体であり、イベント時には混雑するため、周辺の民間施設の駐車場等を臨時的に活用している。
- 最寄りの鉄道駅から地区へのバス路線はあるが、竹取公園に直接アクセスできるバス停はない。

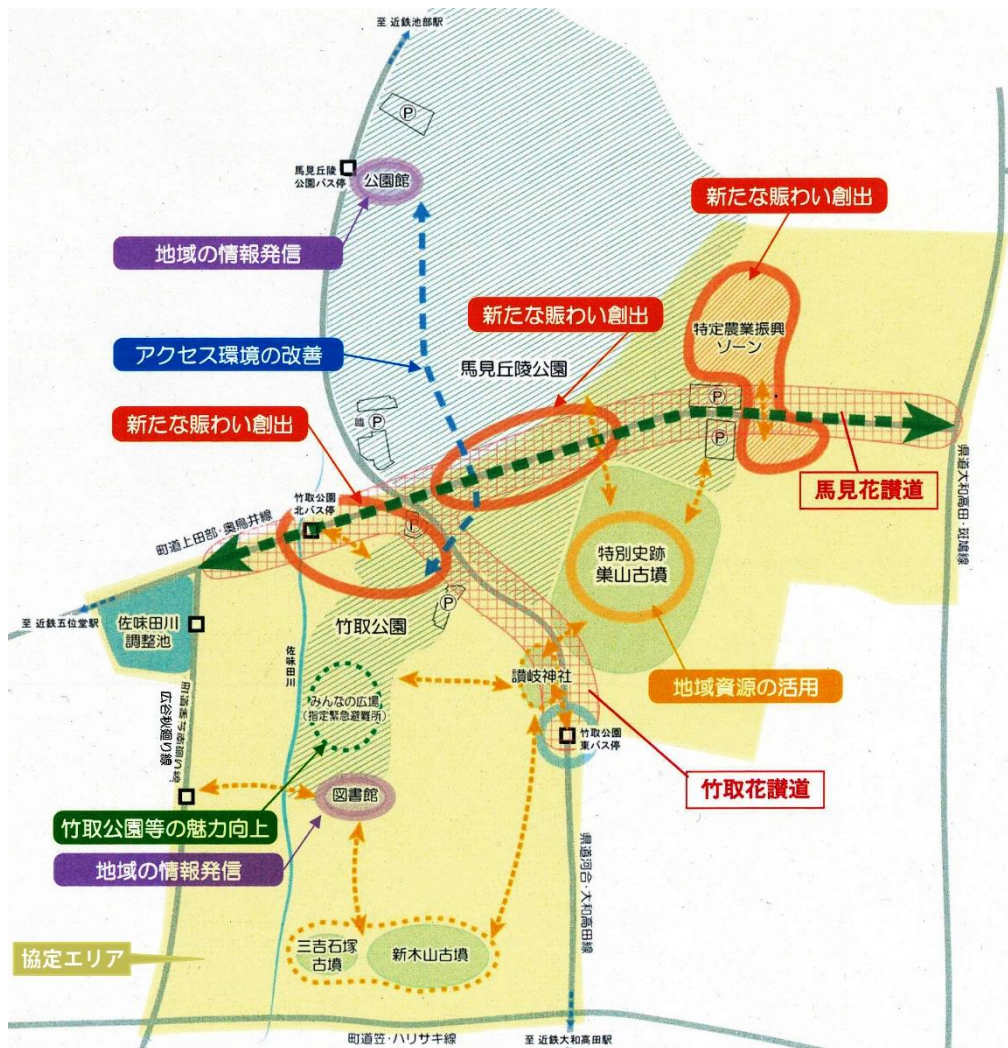
- 公共交通の利用促進や駐車場（臨時含む）の増設により、地区へのアクセス性を高め、イベント時の利便性向上を図る。

基本方針⑤ 地域の情報発信

- 巢山古墳など歴史的価値のある地域資源や「かくや姫伝説」など地域の魅力ある情報を発信する場が少ない。

- 図書館や公園館等の既存施設の活用や地域活性化を進めるため民間事業者との連携を図り、地域の魅力発信を図る。

まちづくりのコンセプトおよび基本方針



【広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画より加工して作成】
図 1-4 まちづくりのイメージ

■事業推進に向けた取組イメージ(重点事業)

基本方針①：新たな販わいの創出				販わいのある地域の創出・魅力的な公園の創出	まちづくり基本構想の実現	
【農産物直売所整備事業】	実証実験	計画・設計 ※公園魅力施設整備と連携	工事			運営
【町道上田部奥鳥井線沿道景観整備事業】		公園魅力施設整備に合わせた修景整備				(継続実施)
【町道上田部奥鳥井線 奥道河合大和高田線 歩行者利便増進道路整備事業】	基礎調査	計画・設計	工事			
基本方針②：地域資源の活用						
【樂山古墳周辺整備事業】		樂山古墳周辺整備				
【樂山古墳・讀岐神社等のアクセス等整備事業】		計画・設計 (駐車場からのアクセス・讀岐神社参道)	整備			
		【古墳VR映像コンテンツ作成】	樂山古墳VR			
基本方針③：竹取公園等の魅力向上						
【民間活力による公園魅力施設整備事業】	基本計画	事業者公募・基盤設計 施設設計 (民間施設)	工事 工事			モニタリング 運営開始
【みんなの広場改修工事】	計画	計画	広場整備			
【公園連携イベント事業】	企画		イベント連携開催	(継続実施)		
基本方針④：アクセス環境の改善						
【駐車場整備事業】	計画	設計	整備			
基本方針⑤：地域情報の発信						
		【地域情報の発信事業】	ツール作成	情報発信		
~令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度~

◆広陵町地域公共交通網形成計画 平成28年5月策定

計画期間：平成28年度から平成33年度までの6年間

＜地域公共交通の将来像＞

まちづくりと連携して日常生活や観光利用に必要な公共交通を確保することにより、定住促進・地域の活性化を目指す。

＜公共ネットワーク再構築の方針＞

[路線バスルートのかえ方]

奈良県地域公共交通網形成計画に盛り込まれている「馬見丘陵公園などを拠点としたネットワークの検討」を、関係機関と連携して推進する。

[公共交通ネットワーク]

①まちづくりとの連携

沿線の観光資源へのアクセス利便性向上による観光振興につなげる。

②広域性の確保

～駅へ接続するとともに、～河合町内の馬見丘陵公園へ接続する公共交通ネットワークを形成する。

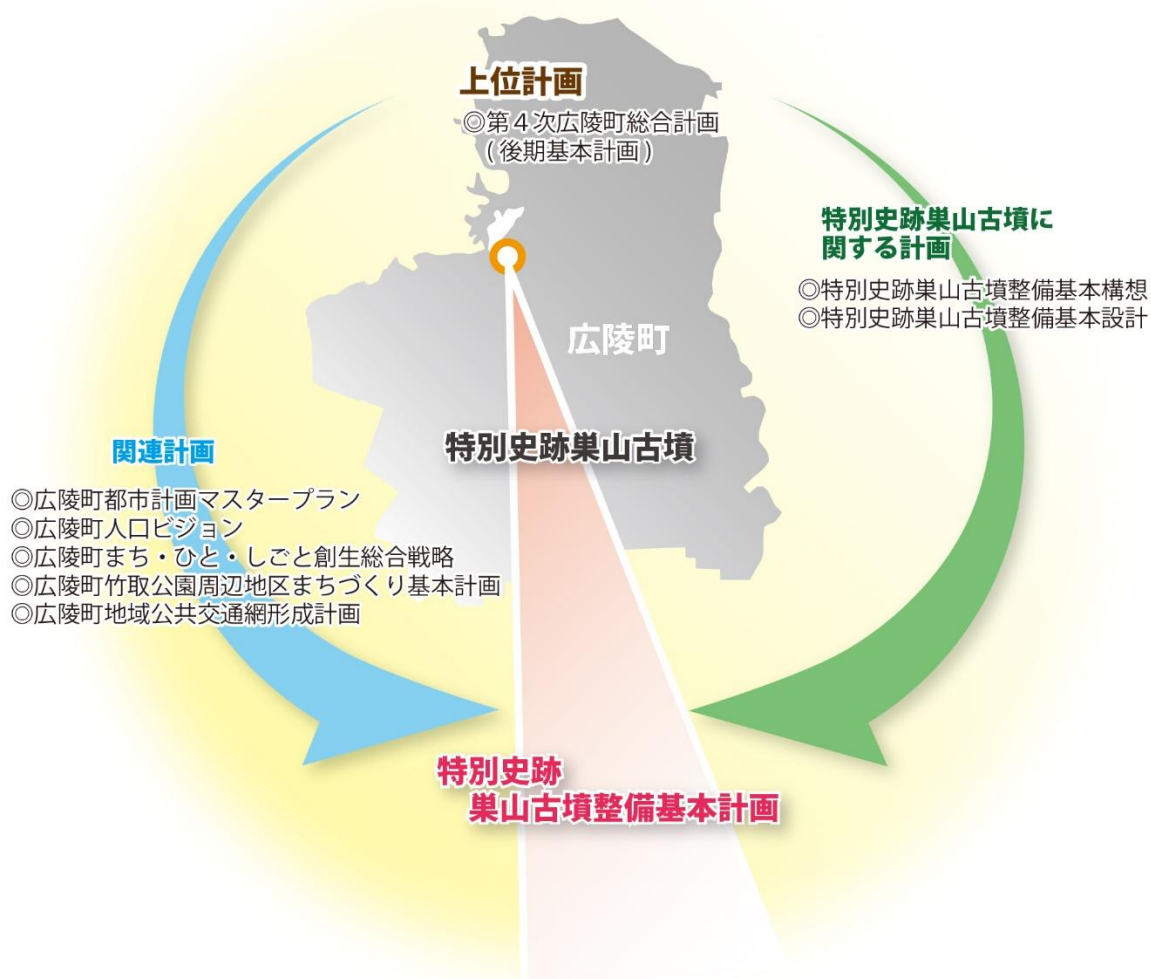


図 1-5 上位・関連計画との関係

第7節 計画の構成

本計画の構成は、平成27年3月に策定された『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業』（文化庁文化財部記念物課）に示された標準構成を参考にして、史跡の性格や特徴、整備内容を考慮したものとする。

<第1章 計画の枠組>

本計画策定の経緯と目的を示すとともに、対象範囲や目標期間を明確にすることで、より実効性の高い計画とする。

<第2章 計画地の現状>

特別史跡および周辺における自然的環境（気候・地形・水系）と歴史的環境（広陵町の歴史・指定文化財・馬見古墳群）、社会的環境（人口・道路交通・土地利用・観光レクリエーション資源・法的規制）について整理する。

<第3章 特別史跡巢山古墳の概要>

特別史跡の指定状況から本質的価値を明確にするとともに、発掘等各種調査成果から巢山古墳の概要をまとめる。さらに植生や土地所有、平成12年度から開始した緊急保存措置の進捗状況を踏まえ、保存および活用上の課題を整理し、整備の目的を明確にする。

<第4章 基本方針>

特別史跡が抱える課題を踏まえ、本質的価値を適切に保存・継承するとともに、より積極的な活用を目指していくための整備の基本理念と基本方針を定める。

<第5章 整備基本計画>

直接的な計画対象地を地区区分するとともに、地区別に整備方針、遺構の保存や修復、顕在化の方法、活用上必要な施設整備等についてまとめる。また、計画的かつ効率的に事業を推進していくための事業計画を立案する。